

別記様式第六(第4条関係)

 - 8.8.13 道路使用許可申請書 琴浦大山警察署長 殿 申請者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字田越560 氏名 琴浦町スポーツ協会 会長 野田 千卯			
道路使用の目的		町駅伝	
場所又は区間		琴浦町田越周辺	
期 間		R8年 9月 20日 9時から R8年 9月 20日 11時まで	
方法又は形態		別図のとおり	
添付書類		コース図、誘導員配置図、開催要項	
現場	住所	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕777番地	
責任者	氏名	野間田 澄幸	電話 090-2000-3037
第 512 号			
道 路 使 用 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件	条件は別紙のとおり		
令和 8.8.14 年 月 日			
琴浦大山 警察署長 印			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別紙

道 路 使 用 許 可 条 件

- 1 大会関係車両及び連絡車は、交通法規を遵守し、安全運転に努めるとともに、道路上に駐停車をしないこと
- 2 大会関係車両及び連絡車両の運転者は、運転中に携帯電話を使用しないこと
- 3 中継所及びコース上の要所には、交通整理担当者を配置し、走者の安全を確保するとともに、コース上の案内についても徹底を図ること
- 4 走者は、道路の左側端（歩車道の区別のある道路では、車道の左側端）を走行すること
ただし、指定区間については歩道を走ること
- 5 大会役員及び関係車両には標章を付けること
- 6 競技者を含む競技関係者は道路使用の範囲を厳守すること
- 7 競技者は伴走車両、伴走者はつけないこと
- 8 コース上の見通しの悪い交差点、場所等、危険が予想される箇所には、自主交通整理員を配置し、通行の安全を図ること

指 示 事 項

大会責任者は大会開始前に

- 1 本許可条件を参加者全員に指示徹底させること
- 2 交通事故防止上に対する留意事項を参加者及び関係者全員に周知徹底し、遵守させること

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表するものは鳥取県公安委員会となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、この場合においても、当該審査請求に対する決裁の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。